

新国立競技場整備の財源確保に向けて

—「独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律」の成立—

文教科学委員会調査室 渡辺 直哉

1. はじめに

第190回国会（常会）に提出された「独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第31号）（以下「本法律案」という。）は、平成28年5月2日、参議院本会議において可決され、成立した（同年5月13日公布）。

本法律案は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）のメイン会場となる新国立競技場整備計画が白紙撤回され、新たな整備計画とその費用負担の在り方が決定されたことを踏まえ、整備に必要な財源の確保に向けて、28年度から35年度までの間、スポーツ振興くじ（toto）の収益から新国立競技場整備に充てる金額を増額しようとするものである。

本稿では、本法律案の提出の経緯、概要及び主な国会論議等について紹介する。

2. スポーツ振興くじ（toto）の概要

（1）制度の概要

スポーツ振興くじ（toto）は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備や国際競技力の向上等、スポーツ振興政策のための財源確保の手段として、平成10年に議員立法で成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」に基づき導入された。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）を運営主体として、13年3月からJリーグの試合を対象としたスポーツ振興くじの全国販売が始まり、その収益を財源として、14年度から地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興事業に対するスポーツ振興くじ助成が開始された。同助成は、地域スポーツの振興等を主な目的として、地域スポーツ施設整備助成、総合型地域スポーツクラブ活動助成等の助成事業からなっており、27年度には総額約166億円が助成されている。

なお、スポーツ振興くじの売上は、導入当初の13年度は643億円だったものの、18年度には135億円まで落ち込んだ。その後、試合結果の予想を要さない高額当せん金くじ「BIG」の発売や、対象試合の拡大等により回復し、27年度は1,084億円となっている。

（2）新国立競技場整備の財源確保に向けた過去の法改正

平成24年1月、JSCは東京大会の招致等を目的とする新国立競技場整備の検討を開始した。一方、整備に当たって必要となる多額の費用について、超党派のスポーツ議員連盟においては、スポーツ振興くじの収益をその財源とすることが検討された。

25年4月15日、第183回国会（常会）において、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党及び生活の党の6会派は、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案」（衆第7号）を衆議院に提出した。同法律案は4月26日、参議院本会議において可決され、成立した。その主な内容は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 当分の間、スポーツ振興くじの収益の算定に際し、スポーツ振興くじの売上金額の5%を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（以下「特定金額」という。）を控除すること② JSCは、特定金額を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務（以下「特定業務」という。）に必要な費用に充てるものとする |
|---|

法改正を受けて、26年3月31日、下村文部科学大臣は、スポーツ振興くじの売上金額の5%を特定金額とすること及び新国立競技場整備等に必要な業務を特定業務とすることを決定した。これにより、スポーツ振興くじの売上金額の5%が新国立競技場整備等の費用に充てられることとなった¹。

3. 本法律案の提出の経緯

（1）新国立競技場整備計画の白紙撤回と新たな整備計画の決定

JSCは平成25年以降、イギリス人建築家ザハ・ハディオ氏のデザイン案に基づく新国立競技場整備に着手したが、設計作業を進める過程で、消費税増税や物価上昇の影響等を受けて、工事費が当初の見込みである約1,300億円から大幅に増加することが明らかになった。JSCは文部科学省等と協議の上、延床面積の縮小や設備・工期等の見直しを行って工事費の縮減に努めたものの、27年7月7日に公表された実施設計案では、目標工事額は約2,520億円となった。

この間、同年5月18日、下村文部科学大臣は舛添東京都知事と会談し、新国立競技場整備の費用として東京都に500億円超の財政負担を要請した。舛添都知事は、「法的に東京都が支出できるのは連絡橋等の50億円程度であり、500億円という数字の根拠は理解できない²」旨述べて難色を示し、新国立競技場整備について国民の注目が集まる契機となった。

結果として、実施設計案公表の前後に新聞各社が行った世論調査では、新国立競技場整備計画に「反対」する者が高い割合を占めた³。

これらを踏まえて、同年7月17日、安倍内閣総理大臣は記者会見を行い、新国立競技

¹ 平成25年度及び26年度のスポーツ振興くじの売上金額から、特定金額として合計約109億円が控除され、JSCの特定業務勘定に繰り入れられた。

² 「舛添知事定例記者会見」（平27.5.19）（平28.8.29最終アクセス）

〈<http://www.metro.tokyo.jp/GOVERNOR/ARC/20160621/KAIKEN/TEXT/2015/150519.htm>〉

³ 読売新聞の世論調査（平27.7.6）では、「建設計画を見直すべきだ」が81%に達し、朝日新聞の世論調査（平27.7.14）では、「計画通り建設することに反対」が71%に達した。

場整備計画を白紙撤回し、ゼロベースで見直すことを表明した⁴。

同年7月21日、政府は、遠藤東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当大臣（以下「オリパラ担当大臣」という。）を議長とする「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）を設置し、新たな整備計画の検討を開始した。

同年8月28日、関係閣僚会議は「新国立競技場の整備計画」を決定した。計画では、①スタジアム本体及び周辺整備に係る工事費の合計額を1,550億円以下とすること、②工期の期限を32年4月末（工期短縮目標は32年1月末）とし、事業主体であるJSCは工期短縮のため、設計・施工を一貫して行う公募型プロポーザル方式による事業者の公募を行うこと、③内閣全体として責任をもって整備を進めるため、関係閣僚会議においてJSCによる整備プロセスを点検し、着実な実行を確保すること等が定められた⁵。

（2）国と東京都の財政負担に係る協議と本法律案の提出

平成27年9月、国と東京都は「新国立競技場の整備に関する国・東京都の財源検討ワーキング・チーム」を設置し、新整備計画に基づく財政負担について協議を行った。

この際、東京都は、「2020年東京大会の開催都市として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の準備や開催に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるよう、全面的に協力する」とした上で、財政負担の前提条件として、「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない」とする地方財政法第12条の規定に抵触しないようにする必要があり、「この法的課題が解決されない限り東京都の財政支出は困難である」との見解を示した⁶。同年12月1日、遠藤オリパラ担当大臣、馳文部科学大臣及び舛添東京都知事は3者会談を行い、ワーキング・チームにおいて取りまとめた新国立競技場整備に係る財源案について合意した。

同年12月22日、関係閣僚会議は「新国立競技場の整備に係る財源負担について」を決定し、競技場本体及び周辺整備費、設計・監理等費用、旧国立競技場の解体工事費からなる分担対象経費約1,581億円について、「国の負担：スポーツ振興くじの特定金額：東京都の負担＝2：1：1」の割合で分担する財源スキーム（図1参照）を定めた⁷。

また、財源スキームを実施するために必要となるJSC法等の改正事項として、①スポーツ振興くじについて、28年度から35年度までの間、特定金額の上限割合を、現在の売

⁴ 旧整備計画の白紙撤回を受け、平成27年8月7日、文部科学省は、「新国立競技場整備計画経緯検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置し、旧整備計画の検証を行った。同年9月24日、検証委員会は、プロジェクト推進体制や情報発信等に関する問題点や、文部科学大臣、文部科学事務次官及びJSC理事長の結果責任等に言及した検証報告書を取りまとめた。

⁵ 平成27年12月22日、JSCは、「新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会」の審査及び関係閣僚会議の点検を経て、「新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体」を整備事業の優先交渉権者に選定し、28年1月29日、第I期事業契約を締結しており、同共同企業体が提案した「杜のスタジアム」（提案工事費約1,490億円、完成期限31年11月30日）に基づく設計業務等が行われている。

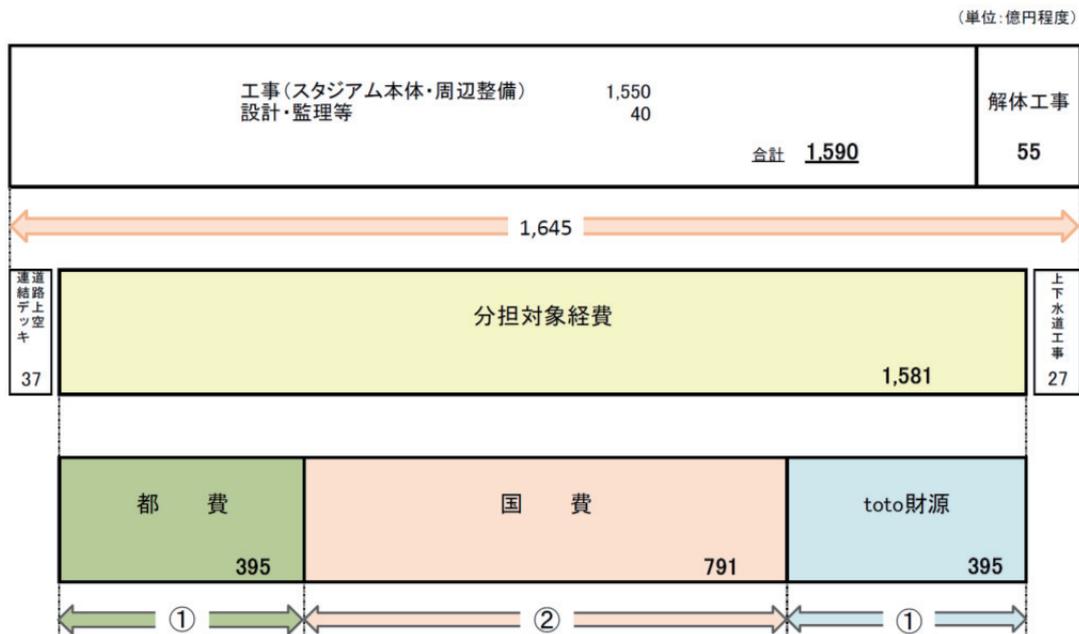
⁶ 「新国立競技場の整備に関する国・東京都の財源検討ワーキング・チーム」（第2回）配付資料（平27.10.9）

⁷ 賃金又は物価等の変動が生じた場合や、消費税率10%が適用される場合において、分担対象経費に不足が生じた際にも、「国：特定金額：東京都＝2：1：1」の割合で不足分を負担すると定めた。

上金額の5%から10%に引き上げる⁸等の特例を設けること、②JSCが行う特定のスポーツ施設の整備に要する費用について、都道府県が一部負担するための根拠規定を設けることが示された。

28年2月19日、政府は、これらを主な内容とする本法律案を、第190回国会（常会）に提出した。

図1 新国立競技場整備に係る財源スキーム⁹



(出所) 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議「新国立競技場の整備に係る財政負担について」(平27.12.22)より抜粋

4. 本法律案の概要

(1) 特定業務に充てる金額の上限の変更

本法律案では、新国立競技場整備に必要な財源を確保するため、平成28年度から35年度までの間、特定金額の上限をスポーツ振興くじの売上金額の5%から10%に引き上げることとしており¹⁰、文部科学省は、これにより、当該期間において、スポーツ振興くじの売上金額から、特定金額として毎年約110億円が得られる見込みであるとしている(図2参照。26年度の売上実績を基に文部科学省が試算)。

⁸ 平成27年3月、超党派のスポーツ議員連盟は、旧整備計画における工事費の膨張が懸念されている中、公費の負担増を抑えて必要な財源を確保するため、25年の法改正で設けたスポーツ振興くじの特定金額の上限を5%から10%に引き上げるための法改正の検討を開始していた(『産経新聞』(平27.3.19))。

⁹ 図1のうち、上下水道工事はJSCが、道路上空連絡デッキは東京都が、それぞれ負担する。

¹⁰ 本規定は時限措置であることから、平成36年度以降、特定金額の上限は元の5%に戻るものとなる。

なお、当該期間内に必要な財源が確保できなかった場合の対応について、スポーツ庁は、「36年度以降、上限5%の範囲内で特定金額を確保することになるので、それによって対応する」旨答弁した。第190回国会衆議院文部科学委員会議録第5号6頁(平28.4.20)

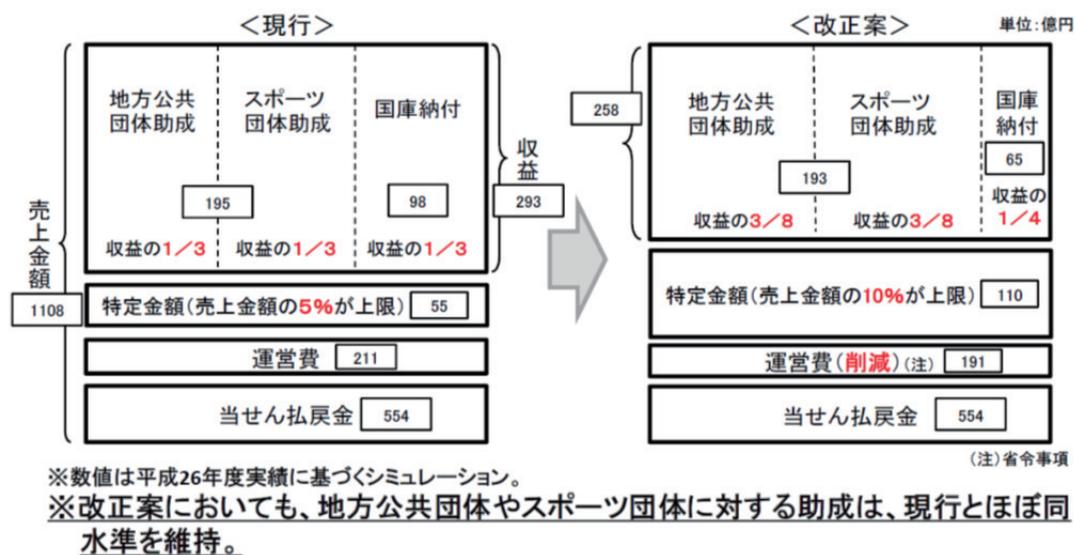
(2) 国庫納付金及びスポーツ振興くじ助成に充てる金額の変更

特定金額の上限を5%から10%に引き上げることにより、スポーツ振興くじの収益¹¹の算定において売上金額から控除される金額が増加し、地方公共団体又はスポーツ団体に対するスポーツ振興くじ助成の財源が減少することが懸念された。

このため、本法律案では、当該期間において、スポーツ振興くじの収益のうち、①国庫に納付しなければならない金額を、当該収益の3分の1に相当する金額から4分の1に相当する金額に引き下げるとともに、②地方公共団体又はスポーツ団体への助成に充てる金額を、当該収益のそれぞれ3分の1に相当する金額から8分の3に相当する金額に引き上げることとしている。

さらに、文部科学省は、特定金額と同様、スポーツ振興くじの収益から控除される、スポーツ振興くじ等の業務に係るJSCの運営費について、省令改正により約20億円削減するとしており、これにより、特定金額の上限が10%へと引き上げられた後も、地方公共団体又はスポーツ団体への助成に充てる金額をほぼ同規模に維持できるとしている(図2参照)。

図2 スポーツ振興くじの売上金の配分



(出所) 文部科学省資料より抜粋

(3) 都道府県の負担制度の創設

本法律案では、東京都が新国立競技場整備の財政負担を行うに当たり、地方財政法第12条の規定に抵触することがないように、都道府県が一部負担するための根拠規定を設ける。

JSCが行う特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用について、施設が存する都道府県がその3分の1以内を負担

¹¹ スポーツ振興くじの売上金額から、当せん払戻金(売上金額の50%)、スポーツ振興くじ等の業務に係るJSCの運営費(売上金額の10%に相当する金額に100億円を加えた金額)及び特定金額を控除した金額を指す。

することとしている。

また、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、J S Cと当該都道府県が協議して定めることとするとともに、協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聴いた上で、文部科学大臣が裁定することとしている。

なお、条文上、都道府県の負担は費用の3分の1以内と定められているが¹²、平成27年12月22日に決定された「新国立競技場の整備に係る財源負担について」にのっとり、東京都の実際の負担率は費用の4分の1程度となる（図1参照）。

5. 主な国会論議

本法律案は、衆参両院において本会議趣旨説明及び質疑が行われ、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において質疑が行われるとともに、両委員会において附帯決議が付された。

本会議及び委員会においては、本法律案の規定する内容にとどまらず、新国立競技場整備を含めた東京大会の準備状況等も議論となった。

(1) 財源スキームに定める東京都及びスポーツ振興くじの負担割合の根拠

新国立競技場の費用について、遠藤オリパラ担当大臣は、「新国立競技場は国の施設であり、新整備計画に基づいて国が責任を持って整備を進めることで、国が負担することが基本」としつつ、「東京都も、東京大会の開催都市として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の準備や開催に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるよう、全面的に協力をいただいております。このため、東京都に負担いただく」旨答弁した上で、「国と東京都の負担割合については、国の直轄事業の考え方に準拠して決定することが適当であり、国の負担額の半分の額を東京都が負担する。また、スポーツ振興くじについても、J S C法にのっとり新国立競技場の整備等の費用を負担するが、競技力の向上や地域におけるスポーツ振興といった目的をそがない範囲で引き上げて、国の負担額の半分の額をスポーツ振興くじが負担する。これらを合わせると、国、スポーツ振興くじ、東京都の負担割合は2対1対1になり、国の担うべき責任は十分果たしている」旨答弁した¹³。

なお、平成27年12月22日に決定された「新国立競技場の整備に係る財源負担について」では、「特定金額のJ S Cの特定業務勘定への繰入れ及び国庫納付金の割合の見直しは、いずれも国庫納付金の減少につながるため、特定金額のうち、国庫納付金の減少見合いの額については、toto財源ではなく国費に含める」旨が示されている。このため、図1の財源スキームにおける「国費」791億円のうち、432億円は「国庫納付金の減少見合いの額」として特定金額から支出されることとなっており、これに「toto財源」395億円を加えた827億円が特定金額、すなわちスポーツ振興くじの売上げから支出されることとなっている¹⁴。

¹² 都道府県の負担割合の上限を3分の1とした理由について、馳文部科学大臣は、「国道や都市公園の新設などの国の直轄事業における都道府県の負担率を3分の1としており、この水準を超えて都道府県の負担を求める特段の理由がない」旨答弁した。第190回国会衆議院文部科学委員会議録第4号17頁（平28.4.6）

¹³ 第190回国会衆議院文部科学委員会議録第4号16頁（平28.4.6）

¹⁴ 第190回国会衆議院文部科学委員会議録第5号5頁（平28.4.20）

なお、「国費」の残り359億円は、過去の予算措置分234億円及びスポーツ振興基金の国の出資金の取崩し

このような財源スキームの構成について、委員から、こうした説明は都民や国民に対して不誠実との見解や、国の施設であり、国費でその全額を整備するべきであって、スポーツ振興くじの売上げや東京都に負担を負わせながら建設費を捻出しようとしてきたことが、巨額の建設費が許されていく要因になったのではないかとの見解が示された¹⁵。

(2) 地方財政法第 12 条との関係（都道府県に財政負担を求めることの是非）

新国立競技場整備の費用を東京都に負担させることは「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない」とする地方財政法第 12 条の精神にもとめるのではないかとの質疑に対して、馳文部科学大臣は、「法律又は政令で定めるものを除く外」という適用除外に係る規定が設けられたのは、地方公共団体が処理する権限を有しない事務のうち、住民の利益を増進するものについては地方公共団体が負担することもやむを得ない場合があるとの考えによる。本法案において都道府県に負担を義務づけることとなる費用は、「地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用」の一部であり、これは当該地方公共団体の住民の利益を増進するものと考えられ、同条の適用除外の規定の趣旨に沿うものである旨答弁した¹⁶。

この点について、委員から、同条の適用除外に係る規定は、国道、河川改修、公営住宅など、直接、地方公共団体の住民の利益を増進するものを目的としており、新国立競技場はこれと異なるのではないかとの見解が重ねて示された¹⁷。

(3) 今後、他の施設について都道府県の負担を求める可能性

今後、他の施設について都道府県の負担を求める可能性について、馳文部科学大臣は、「特定業務の対象は現時点では新国立競技場のみであり、それ以外の施設は想定されていない」とした上で、「新国立競技場については、国と東京都の事務的な協議の実施、昨年 12 月の私、遠藤大臣、舛添都知事による意見交換、都知事も出席した関係閣僚会議での財源スキームの決定など、東京都の意向をできる限り踏まえた丁寧な調整を行ってきており、今後、仮に特定業務の対象となる施設が生じたとしても、当該施設の整備を地域の発展に特に資するものとして都道府県に負担を求めるかどうか、仮に求める場合でも、負担金額などについては今回と同様に丁寧な調整が行われるべきで、都道府県の意に反して一方的に文部科学省が負担を求めたり、負担する費用の金額や負担方法を裁定することは適切ではない」旨答弁した¹⁸。

一方で、J S C が所有する国際大会のためのスポーツ施設はいずれも東京都にあり、今回の法律案は、事実上、一つの地方公共団体のみ適用される特別法的な内容となっていることから、「一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、

分 125 億円からなる。第 190 回国会衆議院文部科学委員会議録第 4 号 16 頁（平 28. 4. 6）

¹⁵ 第 190 回国会衆議院文部科学委員会議録第 4 号 16 頁（平 28. 4. 6）

¹⁶ 第 190 回国会衆議院文部科学委員会議録第 5 号 19 頁（平 28. 4. 20）

¹⁷ 第 190 回国会衆議院文部科学委員会議録第 5 号 19 頁（平 28. 4. 20）

¹⁸ 第 190 回国会参議院文教科学委員会議録第 6 号 13 頁（平 28. 4. 26）

その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」とする憲法第95条の観点から問題があるのではないかとの質疑に対し、馳文部科学大臣は、「都道府県に負担を求める規定は、一つの地方公共団体のみに適用される規定ではなく、将来、他の地方公共団体にも適用され得ることから、憲法第95条の住民投票は不要である。なお、仮に、今後、国際的な規模のスポーツ競技会の招致などのため、地域の発展に特に資するスポーツ施設の整備をJSCが行う場合には、本規定に基づき、今回と同様に都道府県に負担を求めることがあり得る」旨答弁した¹⁹。

(4) スポーツ振興くじの売上の維持・拡大の方策

文部科学省は、特定金額の10%への引上げを行っても、国庫納付金の引下げ等の措置により、スポーツ振興くじ助成の財源をほぼ同規模に維持できるとしているが、これはあくまでも、現在のスポーツ振興くじの好調な売上げを前提としている。このため、国会審議においては、今後スポーツ振興くじの売上げをどのようにして維持・拡大していくかという観点から質疑が行われた。

馳文部科学大臣は、「JSCは、広告宣伝費等の運営費の削減²⁰を図る一方で、効率的な広告宣伝を行うとともに、28年4月から新たに100円BIGを販売するなど、新商品の開発や販売方法の工夫を通じて売上げの拡大に取り組んでいる。また、これまでJSCはtotoの売上げがスポーツ振興に貢献している旨を広報してきたが、今後、更に、私や鈴木スポーツ庁長官も様々な機会を活用してPRに努めていく」旨答弁した²¹。

また、馳文部科学大臣は、広告宣伝費等の削減について、「広告媒体をテレビCMとネット広告に集中するなど効率化を図ることで約15億円程度の削減を見込んでいるが、スポーツ振興くじの売上減少につながらないか、注意深く見守っていく必要があり、毎回の売上げを詳しくチェックするとともに、定期的な市場調査を実施するなどにより、広告宣伝が顧客に与える効果についてJSCと文科省が連携して確認していく。仮に売上げが大幅に減少し、広告宣伝の効果が十分に得られていないと判断される場合には、広告戦略の見直しや販売チャンネルの拡大などの対策を速やかに講じる」旨答弁した上で、「今回の運営費削減は、スポーツ団体等への助成財源が減少しないよう行うもので、仮に広告宣伝費等の削減によって売上げが大幅に減少し助成財源が減少しては本末転倒である。万が一くじの売上げの大幅な減少が見込まれる場合には、JSCと文科省とが相談して広告宣伝の戦略等を見直し、財政当局と調整の上、運営費削減分の一部又は全部を復元することも考えている」旨答弁した²²。

¹⁹ 第190回国会衆議院文部科学委員会議録第5号20頁(平28.4.20)

²⁰ 今回の法改正に伴う省令改正により、JSCは、スポーツ振興くじ助成の財源確保のため、スポーツ振興くじ等の運営費の削減(約20億円)を行うこととしているが、その内訳は、広告宣伝費(約15億円)、スポーツ振興くじの理念を周知するための広報費(約4億円)等となっている。第190回国会参議院文教科学委員会議録第7号5頁(平28.4.28)

²¹ 第190回国会参議院本会議録第22号6頁(平28.4.22)

²² 第190回国会参議院文教科学委員会議録第7号6頁(平28.4.28)

（５）新国立競技場整備の責任者の確認と東京大会準備のガバナンス強化

旧整備計画に係る検証委員会の報告書では、プロジェクト推進体制に関する問題点として、関係者間の役割分担や責任体制の不明確さ等が指摘されていることから、新整備計画における責任者を確認する旨の質疑が行われた。遠藤オリパラ担当大臣は、「私が議長を務める関係閣僚会議において決定した整備計画に基づき、私が責任者として整備を進めていく」旨答弁した。一方で、馳文部科学大臣も、「私も閣僚会議の副議長として整備プロセス全体の点検に参画するほか、整備事業の主体であるＪＳＣを所管する大臣として、2020年東京大会に確実に間に合うよう、しっかりと責任を果たしていく」旨答弁した²³。

また、東京大会の準備に係るガバナンスの強化について、遠藤オリパラ担当大臣は、「平成27年11月に閣議決定したいわゆるオリパラ基本方針²⁴に掲げている、明確なガバナンスの確立に向けた関係機関との連携、オープンなプロセスによる意思決定、関連施策の点検などにしっかり取り組む。今後、政府代表であるオリパラ大臣、大会の運営主体である組織委員会の森会長、開催都市である東京都の舛添都知事の3者が定期的に直接会談し、情報を共有する。情報公開についても、大会の準備及び運営の状況を定期的に公表するなど十分配慮する」旨答弁した²⁵。

（６）ＪＳＣの運営改善の方策

ＪＳＣは、旧整備計画におけるプロジェクト推進体制等の問題により、平成26年度の独立行政法人業務実績評価において最低ランクのD評価を受けたことや、平成26年度決算検査報告において会計規則等に違反した不適切な会計処理の指摘を受けたこと等、運営面における課題が相次いでおり、その改善の方策についても質疑が行われた。

馳文部科学大臣は、「(新国立競技場整備)事業全体を統括するプロジェクトマネージャーの新設、専門的知識を有する広報担当者の設置を行うなど体制の強化を図るとともに、会計手続の適正化の観点から、契約手続の進捗管理の徹底、出納担当部署や内部監査部署等による内部牽制体制の強化などの取組など経営改革に取り組んでいる。あわせて、外部有識者で構成する運営点検会議を新設し、ＪＳＣ理事長による法人全体のガバナンスを点検し必要な助言を受けている。文部科学省として、これらの改革が着実に進められるようしっかりと指導していく」旨答弁した²⁶。

6. おわりに

本法律案に付された参議院文教科学委員会の附帯決議では、政府及び関係者に対し、①東京大会の準備及び運営に当たり、国を始めとする関係者間の連携・協働を図り、国民全体の参加意識の醸成等を通じて、大会を成功に導くよう努めるとともに、成熟社会にふさ

²³ 第190回国会衆議院本会議録第20号5頁(平28.3.31)

²⁴ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成27年11月27日閣議決定)(平28.8.29最終アクセス)

(http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/2020olymp_paralym/20151127olymp_kihonhoshin.pdf)

²⁵ 第190回国会衆議院文教科学委員会議録第4号4頁(平28.4.6)

²⁶ 第190回国会参議院文教科学委員会議録第6号2頁(平28.4.26)

わしい次世代へのレガシー創出に努めること、②新整備計画及び財源スキームを確実に実行するため、国が責任を持って、東京都等と十分な連携を図りつつ着実に進めるとともに、工費の縮減等に最大限留意し、その内容及び財源について国民への情報公開を行うこと、③J S Cは検証委員会の報告書を真摯に受け止め、新国立競技場整備において最大限の効果が得られるよう努めるとともに、国民からの信頼を得られるよう努めること、④東京大会の準備及び運営の透明性を高め、国民の広範な理解と支持を得られるよう、積極的な情報発信を行うとともに、大会終了後は、政府施策の全般にわたる評価を行い、その結果について国民に公表すること等を求めている²⁷。

政府及び関係者は、附帯決議や国会審議における与野党の指摘等を踏まえつつ、新整備計画を着実に推進していくことで、白紙撤回等により生じた国民の危惧を払拭し、信頼の回復に努めていく必要があるだろう。残念ながら、新整備計画の策定後においても、新たなデザイン案に聖火台の設置場所が盛り込まれていなかった問題が、関係者間の不十分な連絡・調整の結果としてマスコミに大きく報じられ、国民が再び計画への不安を抱きかねない事態となった。今後、同様の事態を再発させないことが求められている。

旧国立競技場は、長年にわたり、我が国スポーツの聖地として、スポーツを愛する多くの人々の興奮と感動の舞台となってきた。その良き歴史と伝統を引き継ぐ新国立競技場もまた、東京大会の成功の象徴として、多くの人々に愛され、その心に残るようなスタジアムとなることを期待したい。

(わたなべ なおや)

²⁷ 参議院ウェブサイト (平 28. 8. 29 最終アクセス)

(http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/190/f068_042801.pdf)